

2)	取得用地に未登記のものがあった。		
過年度分	162筆	合計	185筆
令和元年度分	23筆		
2)	(発生原因の検証結果)	今年度は、調定や納付書の送付手続きを前倒して行い、期限内に納付されるように努めている。	
	の結果が年度末であったため、年度内に登記処理が行えなかったものであり、現在全て登記処理は完了している。		
	(今後の対応策等)		
	過年度分については、「過年度未登記処理方針」等に基づき、登記可能に分類された筆を重点的に処理し、未登記の解消を図っていく。		

	登記処理は完了している。 (今後の対応策等) 過年度分については3筆を処理しており、 今後も引き続き、「過年度未登記処理方針」等 に基づき、登記可能な分類された筆を重点的 に処理し、未登記の解消を図っていく。
--	---

監査対象機関	県土整備部 島根建設事務所
監査対象期間	令和元年度
監査実施日	令和2年5月21日～22日、7月7日
(指導事項)	監査の結果
2) 取得用地に未登記のものがあった。	<p>1) 収入について、次とおり収入未済があつた。</p> <p>① 河川使用料 過年度分 先数 2件 9,366円 過年度分 先数 2件 761,096円</p> <p>② 工事契約解除に伴う違約金及び延納利息 過年度分 先数 2件 161,432,670円</p> <p>③ 工事請負契約公正入札違約金 過年度分 令和元年度分 1,023,422,715円 合計 先数 28件 1,184,855,385円</p>
2) 取得用地に未登記のものがあった。	<p>講じた措置</p> <p>1) 収入について、次とおり収入未済があつた。</p> <p>① 河川使用を行つ個人及び法人に対して調査したものであるが、それぞれ本人死亡、営業停止状態となり、現在も納付に至っていない。</p> <p>② 工事契約解除に伴う違約金及び前払金の延納利息として調定したものであるが、それぞれ資金繰りが苦しく、訪問催告等を行つてはいるものの現在も納付に至っていない。</p> <p>③ 島根地域の入札競合事件に関して、公正取引委員会の排除措置命令及び課徴金納付命令の効力が確定した業者に対して、契約納期までに納付がなかつたため督促状を送付したが、現在も納付に至っていない。</p> <p>(今後の対応策)</p> <p>① 及び②の債権については、今後とも訪問による交渉・電話による催告・相続人の調査等を継続的に行い債権の回収に努めること。</p> <p>③ 全ての相手方が民事調停を申し立てているため、今後は司法手続きにおいて債権回収に努めていく。</p> <p>2) (発生原因の検証結果)</p> <p>令和元年度分の28筆については、売買契約の締結が年度末であつたため、年度内に登記処理が行えなかったものであり、現在全て</p>

監査対象機関	県土整備部 富士・東部建設事務所（本所）
監査対象期間	令和元年度
①河川使用料	1,904,256円
過年度分	97,020円
令和元年度分	97,020円
合計	97,020円
②延滞金	2,001,276円
過年度分	1件 144,030円
③工事契約解除に伴う前払金返還利息	過年度分
先数	3件 423,466円
過年度分	先数 3件 423,466円
2) 取得用地に未登記のものがあった。	
過年度分	694筆
令和元年度分	9筆 合計 703筆
2) (今後の対応策等)	
過年度分	については、令和2年1月2日時点 で既に2筆を処理。なお、現所有者に理解の 得られた5筆について用地測量を実施中。今 後も引き続き「過年度未登記処理方針」等に 基づき、登記可能な分類された筆を重点的に 処理し、未登記の解消を図っていく。
令和元年度分	については、令和2年1月2日 時点で8筆が登記済となっており、残る1筆も 今年度中には登記済となる見込である。

監査実施日	監査の結果	講じた措置
令和2年5月26日～27日、6月1～7日	(指導事項) 5件(収入1、給与3、財産1) 1) 収入について、次のとおり収入未済があった。 ①通路使用料 過年度分 先数 1件 10,560円 ②工事契約解除に伴う前払金返還利息 過年度分 先数 1件 31,635円 ③非常勤嘱託職員の欠勤に伴う社会保険料 令和元年度分 先数 1件 20,022円	1) (今後の対応策等) ①、②は同一債務者で、多額の債務を抱えて倒産している。①については、債務者である法人が破産手続を停止しており、滞納処分をすることのできない財産がないため、R2.15.付けて執行停止を実施した。 今後は①、②とも不納欠損に向け関係課と調整中である(会計課・道路管理課・道路整備課)。 ③非常勤嘱託職員の欠勤に伴う社会保険料のうち、健康保険料(7,029円)については、回収した。残りの収入未済についても、債務者に対し、訪問による交渉、催告書の送付、電話による催告などの回収に向けた取り組みを継続し、債権の速やかな回収に努める。
扶養手当について、支給額が改定されていなかったが、扶養親族簿による認定・確認が行われていなかつた。	2) 扶養手当について、支給額が改定されていなかったが、扶養親族簿による認定・確認が行われていなかつた。	2) (発生原因の検証結果) 扶養手当の支給額改定は、人事給与システムで自動反映されるため、扶養親族簿による認定・確認処理を失念していた。 (今後の対応策等) 扶養親族簿による認定・確認を行い該当欄に記載の上、確認欄に署名確認印を押印した。 今後は、支給額改定があつた場合には、速やかに扶養親族簿での認定・確認処理を行う。また、担当内におけるチェックも徹底し、再発防止に努める。
児童手当の支給について、次のとおり不備があつた。	3) 児童手当の支給について、次のとおり不備があつた。 ①支給事由が消滅したものと確認し、職権に基づき手当の支給を終了しているが、児童手当事務取扱要領第10条に定める支給事由消滅通知書の作成及び受給者の交付が行われていなかつた。 ②現況届の審査において、記入すべき欄が未記入のまま判定されていた。また、所得得の状況に記載する額が、給与所得から8万元を控除した金額となつていなかつた。	3) (発生原因の検証結果) ①児童手当の支給事由が消滅し、手当の支給は職権により終了していたが、支給事由消滅通知書の作成及び交付については担当者の認識不足があり、行っていないかかった。 ②児童手当現況届の審査方法について、担当者の認識不足があつた。 (今後の対応策等) ①支給事由消滅通知書を作成し、受給者へ交付した。 今後は、担当者が制度を十分理解するとともに、必要な手続きを担当内で確認し、再発防止に努める。 ②児童手当現況届について未記入欄については、速やかに記入した。 今後は、担当者が制度を十分理解するとともに、審査時には担当内で二重チェック

4) 再任用短時間勤務職員の社会保険料について、1ヶ月分控除すべきところ、2ヶ月分が控除されていたものがあった。	4) (発生原因の検証結果) 再任用短時間勤務職員の社会保険料の控除について、担当者の認識不足があった。 (今後の対応策等)
5) 取得用地に未登記のものがあった。	5) (発生原因の検証結果) ○過年度分 平成19年度以前に取得した用地であり、「相続」や「公図ヒ現況の不一致」などの理由により未登記となっている。 ○令和元年度分 令和元年度分13筆については、土地売買の契約締結が年度末であったため、年度内に登記処理が行えなかったものである。現在、全ての登記処理が完了している。 (今後の対応策等)
監査対象機関 監査対象期間 監査実施日	県土整備部 富士・東部建設事務所（吉田支所） 令和元年度 令和2年5月26日～28日、7月8日
監査の結果	講じた措置
<b>(指摘事項)</b> 1件 (財産1) 1) 取得用地に未登記のものがあった。	1) (今後の対応策等) 令和元年度分の未登記32筆については全て登記を完了した。 また、過年度分については「過年度未登記事務処理要領」に基づき、登記可能、登記保留及び登記対象外に分類のうえ、登記可能な案件から解消に向け処理を進めているところであり、今後も早期解消に努める。
監査対象機関 監査対象期間 監査実施日	出納局 管理課 令和元年度 令和2年8月6日、9月2日
監査の結果	講じた措置
<b>(指摘事項)</b> 1件 (契約 (重点事項) 1) 1) 物品調達管理システムに係る各種契約書の個人情報取扱特記事項及び情報セキュリ	1) (発生原因の検証結果) 物品調達管理システムに係る各種契約で、

テイに関する特記事項に、受託業者は、発注者である山梨県知事に対して、受託業務に係るセキュリティ責任者及び作業従事者を書面により、明らかにしなければならないと定められているが、履行されていないものがあった。

受託業者から「個人情報取扱特記事項及び情報セキュリティに関する特記事項」に規定する報告書を提出させることを失念した。

(後の対応策等)

監査対象機関	企業局 石和温泉管理事務所
監査対象期間	令和元年度
監査実施日	令和2年5月22日、7月7日
	講じた措置

監査対象機関	企業局 総務課
監査対象期間	令和元年度
監査実施日	令和2年6月23日～24日、7月22日
	講じた措置

**(指導事項)** 2件 (収入1、支出1)

1) 地域振興事業会計の営業収益について、次のとおり納期限までに納付されていない未収金が生じていた。

丘の公園施設利用料  
令和元年度分 先数 1件 11,696,400円

**(指導事項)** 1件 (収入1)

1) 営業収益について、次のとおり納期限までに納付されていない未収金が生じてい

た。  
丘の公園施設利用料  
令和元年度分 先数 1件 11,696,400円

監査対象機関	企業局 石和温泉管理事務所
監査対象期間	令和元年度
監査実施日	令和2年5月22日、7月7日
	講じた措置

監査対象機関	教育庁 総務課
監査対象期間	令和元年度
監査実施日	令和2年7月3日、9月1日
	講じた措置

監査対象機関	教育庁 総務課
監査対象期間	令和元年度
監査実施日	令和2年7月3日、9月1日
	講じた措置

監査対象機関	教育庁 総務課
監査対象期間	令和元年度
監査実施日	令和2年7月3日、9月1日
	講じた措置

監査対象機関	教育庁 総務課
監査対象期間	令和元年度
監査実施日	令和2年7月3日、9月1日
	講じた措置

監査対象機関	教育庁 総務課
監査対象期間	令和元年度
監査実施日	令和2年7月3日、9月1日
	講じた措置

監査対象機関	教育庁 総務課
監査対象期間	令和元年度
監査実施日	令和2年7月3日、9月1日
	講じた措置

監査対象機関	教育庁 総務課
監査対象期間	令和元年度
監査実施日	令和2年7月3日、9月1日
	講じた措置

監査対象機関	教育庁 総務課
監査対象期間	令和元年度
監査実施日	令和2年7月3日、9月1日
	講じた措置

監査対象機関	教育庁 総務課
監査対象期間	令和元年度
監査実施日	令和2年7月3日、9月1日
	講じた措置

監査対象機関	教育庁 総務課
監査対象期間	令和元年度
監査実施日	令和2年7月3日、9月1日
	講じた措置

監査対象機関	教育庁 総務課
監査対象期間	令和元年度
監査実施日	令和2年7月3日、9月1日
	講じた措置

監査対象機関	教育庁 総務課
監査対象期間	令和元年度
監査実施日	令和2年7月3日、9月1日
	講じた措置

監査対象機関	教育庁 総務課
監査対象期間	令和元年度
監査実施日	令和2年7月3日、9月1日
	講じた措置

監査対象機関	教育庁 総務課
監査対象期間	令和元年度
監査実施日	令和2年7月3日、9月1日
	講じた措置

監査対象機関	教育庁 総務課
監査対象期間	令和元年度
監査実施日	令和2年7月3日、9月1日
	講じた措置

監査対象機関	教育庁 総務課
監査対象期間	令和元年度
監査実施日	令和2年7月3日、9月1日
	講じた措置

監査対象機関	教育庁 総務課
監査対象期間	令和元年度
監査実施日	令和2年7月3日、9月1日
	講じた措置

監査対象機関	教育庁 総務課
監査対象期間	令和元年度
監査実施日	令和2年7月3日、9月1日
	講じた措置

監査対象機関	教育庁 総務課
監査対象期間	令和元年度
監査実施日	令和2年7月3日、9月1日
	講じた措置

監査対象機関	教育庁 総務課
監査対象期間	令和元年度
監査実施日	令和2年7月3日、9月1日
	講じた措置

監査対象機関	教育庁 総務課
監査対象期間	令和元年度
監査実施日	令和2年7月3日、9月1日
	講じた措置

監査対象機関	教育庁 総務課
監査対	

<p>① 次の契約において、履行計画表、主任技術者の氏名及び資格に係る承諾は書面により行わなければならないとされているが、書類が作成されていなかった。</p> <p>② 県立学校非構造部耐震点検業務委託</p> <p>③ 県立学校建築設備定期点検業務委託</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 契約書・特記仕様書の記載内容を誤認して、書面による承諾を行わないまま業務を完了させた。</p> <p>(今後の対応策等) 契約書・特記仕様書の記載内容をしっかりと把握し、定めた手続きを怠ることなく事務処理を進めるとともに、契約締結時に通知を受けるよう契約内容の変更を行う予定である。</p>
	<p>2) 自家用電気工作物の保安管理業務に関する委託契約において、細目書第6条第5項に、受託者は、保安業務担当者及び保安業務従事者を事業所への連絡方法とともに書面をもって通知すると定められているが、通知されていなかった。</p>

<p>① 借受財産において、公有財産事務取扱規則第54条第2項に規定する移動報告が行われていなかった。</p>	<p>4) 借受財産において、公有財産事務取扱規則第54条第2項に規定する移動報告が行われていなかった。</p>
	<p>4) (発生原因の検証結果) 借用証書を提出するよう催促しているところであり、今後も交渉などにより提出を促していく方針である。</p> <p>(今後の対応策等) 借用証書が提出されていない者に対して、借用証書を提出するよう催促しているところであり、今後も交渉などにより提出を促していく方針である。</p> <p>(今後の対応策等) 借用証書と認識していなかった。</p> <p>(今後の対応策等) 合和2年8月に財産管理課に借受財産移動報告書を提出した。</p>

<p>① 教育奨励資金貸付金の台帳作成に使用した過去のデータを全て拾い出すなどして、当該2名分の債権の情報について調査しているところであるが、未だに内容確認ができるない状況である。</p> <p>今後も引き続き、保存書類や保存データの調査等を一層進め、未収金回収のための調定手続きができるよう努めていく。</p> <p>3) (発生原因の検証結果) 地域改善奐策高等学校等奐学資金について</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 山梨ことぶき翰学院学習費(過年度分)に、710,000円の収入未済があった。</p> <p>3つの奐学金とともに、貸付者の住所が困った。</p> <p>① 教育奨励資金貸付金償還金 過年度分 合計 先数 13,605,030円 合計 先数 13,768,630円 ② 地域改善奐策高等学校等奐学資金返還金 過年度分 合計 先数 19,235,342円 合計 先数 19,486,454円 合計 先数 19,721,796円 ③ 定時制課程等修学奐励金返還金 過年度分 合計 先数 8件 711,000円</p> <p>3つの奐学金とも、本年度調定分については、期限まで納入がない者に対しては、文書による督促や電話連絡等により納入を促され、また、過年度調定分についても、電話連絡等により納入を催促するなどして、未収金を減らす努力を継続していくとともに、居住地調査を重点的に行っていく。</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 貸付者の住所が特定できておらず、連絡がとれない状態が背景にある。</p> <p>(今後の対応策等) 教育奨励資金貸付金の台帳作成に使用した過去のデータを全て拾い出すなどして、当該2名分の債権の情報について調査しているところであるが、未だに内容確認ができるない状況である。</p> <p>今後も引き続き、保存書類や保存データの調査等を一層進め、未収金回収のための調定手続きができるよう努めていく。</p> <p>3) (発生原因の検証結果) 地域改善奐策高等学校等奐学資金について</p>
--	---

<p>① 議会事務局</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 平成30年4月21日に刑事事件の公訴時効が到来し、犯人の特定が困難になった。本件は私法上の債権であるため、民法上の時効到来をもって不納欠損処理する方向で関係課との協議を行なう予定である。「山梨県債権回収及び処理マニュアル」に従い、時効の管理等に注意して業務を行う。</p>
	<p>1) (発生原因の検証結果) 平成24年度政務調査費返還金と、平成23年度政務調査費返還金に係る延滞金、</p>

過年度分	先数 1件	734,250円
②政務活動費返還金に係る延滞金		
過年度分		4,050円
合計	先数 2件	128,010円

合計 先数 2件 132,060円

平成25年度政務活動費返還金に係る延滞金で、収入未済となっているもの。  
一括返還が困難であるため、返還計画書により毎月納付されている。

合和2年11月末現在 収入未済額  
①政務活動費返還金 294,250円  
②政務活動費返還金に係る延滞金 132,060円  
(今後の対応策等)  
納付者の現状を考慮すると、一括返還を求めるることは難しいものと思料されることから返還計画に基づき、毎月、通常なく継続して支払いがなされるよう、納付者と適宜連絡をとるなど、今後もきめ細かな債権管理を行い、収入未済の解消に向けて取り組む。

※合和2年1月7日 納付者宅訪問  
現在の未納金額と今後の返還計画を確認した。

監査対象機関	警察本部
監査対象期間	令和元年度
監査実施日	令和2年7月30日～31日、8月3日、8月28日

監査の結果  
講じた措置

**(指導事項) 2件(収入1、契約(重点事項))**

1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。

放置違反金に係る延滞金  
過年度分 先数 1件 2,500円

2) 運転者管理システム等改修業務委託契約書の個人情報取扱特記事項に、受託業者は、受託業務を再委託するときは、再委託契約の締結後直ちに、再委託先事業者をして、書面により作業事業者及びセキュリティ責任者を発注者である山梨県警察本部長に届け出させなければならないと定められていて、届け出させなければならぬと定められていて、履行されていなかつた。

(今後の対応策等)  
1) (今後の対応策等)  
継続した所在調査、電話、臨戸等を行い徵収に努めた結果、全て納付済み(令和2年5月27日)となり、現時点での収入未済はない。引き続き適正な歳入事務に努める。

2) (発生原因の検証結果)

作業従事者及びセキュリティ責任者について、本来は再委託先事業者から各自に届け出させるべきところ、受託業者から一括して届け出されたものを受理していたもの。

(今後の対応策等)

予備監査後、速やかに、具体的な事務処理方法や個人情報保護の取扱いにおける留意事項について、教養資料を作成配付し、指示徹底を図り、再発防止に努めた。  
今後は、契約書及び特記事項等の内容に則った適正な契約事務に努める。